

税務証明を オンラインで申請して 郵送で受け取れます



◆次の二次元コードから証明書申請画面に移動できます

税務証明（所得証明・納税証明・評価証明）の二次元コード

所得証明など個人の市県民税についてはお住まいの区、評価証明など固定資産税については資産が所在する区の二次元コードをご利用ください。

栄市税事務所		本陣市税事務所		金山市税事務所	
千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区		西区・中村区・中川区・港区		昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区	
(マイナカード 利用)	(利用しない)	(マイナカード 利用)	(利用しない)	(マイナカード 利用)	(利用しない)

名寄帳（土地・家屋）の二次元コードについては裏面をご確認ください。

名寄帳（土地・家屋）の二次元コード（資産が所在する区の二次元コードをご利用ください）

栄市税事務所		本陣市税事務所		金山市税事務所	
千種区・東区・北区・中区・ 守山区・名東区		西区・中村区・中川区・港区		昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・ 緑区・天白区	
					
(マイナンバーカード利用)	(利用しない)	(マイナンバーカード利用)	(利用しない)	(マイナンバーカード利用)	(利用しない)

◆電子申請サービスの対象となる証明と問い合わせ先

対象の証明	問い合わせ先の事務所	電話番号
所得証明	個人の市県民税については、お住いの区を担当する事務所	自動音声によりご案内しますので、ご用件に応じて番号を選択してください。 ■栄市税事務所管理課（052-959-3300） 千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区について
納税証明（滞納がない旨の証明を含む）	固定資産税については、資産が所在する区を担当する事務所	■本陣市税事務所管理課（052-433-4003） 西区・中村区・中川区・港区について
評価証明		■金山市税事務所管理課（052-324-9800） 昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区について
名寄帳（土地・家屋）		

（注1）所得証明の申請について、所得の申告（会社での年末調整や税務署での確定申告、市民税・県民税申告書の提出）がお済みでない方は、**市民税・県民税申告書の提出が必要な場合があります。**

（注2）納税証明の申請について、**納付が確認できない場合には、証明を発行できないことがあります。**

◆申請する際に必要なもの

	マイナンバーカードを利用する	マイナンバーカードを利用しない
1	公的個人認証の読み取りができるスマートフォン	スマートフォンまたはパソコン
2	公的個人認証が利用できるマイナンバーカード	申請者の本人確認書類 【本人確認書類】運転免許証、パスポート、 身体障害者手帳、在留カード
3	クレジットカード（VISA、JCB、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、Diners Club）	

マイナンバーカードを利用することにより、一部の情報の入力を省略することができます。

◆申請方法

①名古屋市公式ウェブサイト【<https://www.city.nagoya.jp/>】から、「電子申請による市税に関する証明の申請手続」のページにアクセスしてください。

②このページで、申請の流れや必要なものをご確認のうえ、「3 申請先・申請フォーム」に記載のある担当の市税事務所管理課の申請フォーム（外部リンク）から申請してください。

◆手数料及び郵送費（証明発送用）

本市から支払い依頼メールを送信後、**5日以内**にクレジットカードでお支払いください。

（注1）**5日を経過しても支払いの確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとしてします。**

（注2）クレジットカード決済後の申請の取下げは受付できませんので、ご注意ください。

（注3）クレジットカード支払いに係る領収書の発行は行っていません。

◆証明書の発送

支払いの確認後、申請時に入力された住所へ郵送します。

法人の申請も受け付けております。詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください。